

仙台市強度行動障害者受入グループホーム 改修費等補助金のご案内

仙台市では、グループホームにおける強度行動障害のある方の受入を促進するため、グループホームが強度行動障害者の行動特性に応じた改修・修繕を行う場合に、費用の一部を補助する制度を令和4年度より実施しております。

●対象事業所

市内指定共同生活援助事業所

●補助対象経費

強度行動障害者の受入および定着を目的として実施する共同生活住居の改修および修繕。
ただし、以下の両方を満たす必要があります。

- ① 強度行動障害者の行動特性に対応するために行われるもの
- ② 強度行動障害者の受入および定着に直接的に効果があるもの

●想定事例

- 窓、壁、床等、強度行動障害者が利用する設備の防音・遮音に関する改修
- 窓、壁、床等、強度行動障害者が利用する設備の衝撃緩和に関する改修
- 強度行動障害者の怪我を防止するために設備を保護する改修
- 強度行動障害者の行動特性により破損した設備の修繕

※その他の事例についてもご相談ください。

●補助上限額

1住居につき 400,000 円 （補助基準額 600,000 円 × 補助率 3 分の 2）

※予算上限に達した場合は申請を締め切ります。

●補助金交付の流れ

- ① 交付申請書等を市に提出 ➡市から交付決定を受ける
- ② 住居の改修等に着手
- ③ 実績報告書等を市に提出 ➡市から確定通知を受ける
- ④ 市への請求➡市から補助金のお支払い

●留意事項

- この補助金は、申請を行う年度の3月31日までに完了する工事が対象となります。
- 1つの事業所に対するこの補助金の交付は、同一年度内に2住居までです。
- 1つの住居に対するこの補助金の交付は、3年に1回までです。



お問合せ先: 仙台市 健康福祉局 障害者支援課 施設支援係

TEL: 022-214-8188

MAIL: shisetsushien@city.sendai.jp

※掲載内容は令和7年10月時点のものです。

※申請様式等のダウンロードは下記の仙台市ホームページから行って下さい。

<https://www.city.sendai.jp/shisetsushien/shisetsu/ghkaishuhojokin.html>

活用事例

本補助金は、強度行動障害者の受入および定着を目的として実施する共同生活住居の改修および修繕を広く対象としておりますが、参考までにこれまでの活用事例を紹介します。

利用者の行動	改修内容
大声・奇声をあげる	窓に複層ガラス内窓サッシの新設。壁を防音仕様に変更
足踏み・飛び跳ね	床に防音シートを設置
ガラス戸への体当たり	板ドアへの変更
窓への体当たり	落下防止柵の設置
弄便	手洗い場の新設
人との遭遇による不穏・自傷行為	動線の変更工事

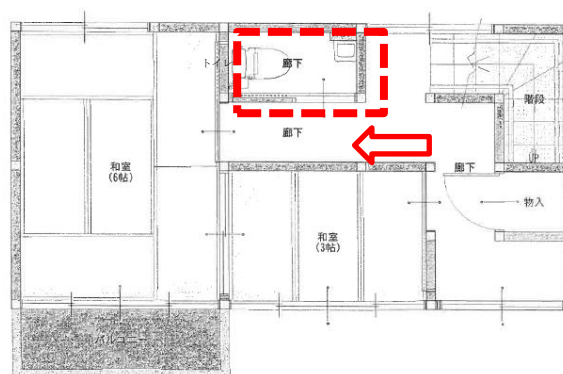
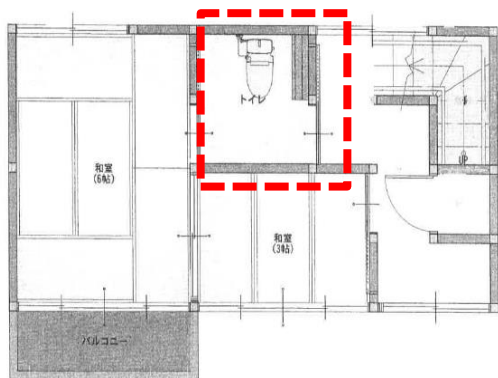
※上記以外の内容についてもご相談ください。

※改修以外にも行動特性により破損した窓や壁の修繕なども補助対象です。

【例：ガラス戸の板ドアへの変更】



【例：動線の変更工事】



※居室(6帖の和室)に向かうのにトイレもしくは3帖の和室を通る必要があった状態を廊下を新設することで解消し、他者との不意の遭遇を解消した。

●その他の参考資料：厚生労働科学研究成果データベースより

「障害の重度化や高齢化に対応した障害者の住まい計画(障害者支援施設・グループホーム)ガイドブック」

(https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/163825#report_pdf_2)

※強度行動障害のある方向けの住まいの工夫について記載があります

